



2023年6月9日

各位

会社名 アルフレッサ ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒川 隆治
(コード番号2784 東証プライム)
問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 羽野 和明
(TEL:03-5219-5102)

ISS 社の議決権行使助言に関する当社の見解について

この度、当社は、第20回定時株主総会の第1号議案「取締役11名選任の件」の一部の候補者を対象として、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc. (以下、「ISS社」といいます)が、反対行使を推奨している旨のレポートが2023年6月6日に発行されている事実を認識しました。ISS社のレポートは、当社との対話を経ることなく、事実認識の誤りに起因するものと考えております。

当該レポートにおいて、ISS社が反対推奨している内容に関する当社の見解を下記のとおりご説明いたしますので、株主・投資家の皆様におかれましては、当社定時株主総会招集ご通知および本内容を今一度ご一読いただき、改めて当該議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ISS 社の反対推奨内容

ISS社は、当社の子会社であるアルフレッサ株式会社(本社:東京都千代田区、以下、「アルフレッサ」といいます)が、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下、「JCHO」といいます)が発注する医薬品の入札における独占禁止法違反により、2022年3月30日に1億75百万円の課徴金納付命令を受けたことに続き、独立行政法人国立病院又は独立行政法人労働者健康安全機構(以下、「NHO」といいます)が運営する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札における独占禁止法違反により、2023年3月24日に50百万円の課徴金納付命令を受けたことを指摘しております。

ISS社は、独占禁止法違反事案の再発は当社におけるコンプライアンスや適切なガバナンスの欠如が原因であり、経営トップである取締役が最終責任を負うべきという理由で、第1号議案の取締役候補者番号1の荒川隆治(当社代表取締役社長)の選任議案に反対を推奨しております。

2. 当社の見解

(1) 独占禁止法違反の経緯

アルフレッサは、JCHOの2016年および2018年に実施された医薬品の入札において、独占禁止法違反の疑いにより、2019年11月27日、公正取引委員会から立入り検査を受け、2022年3月30日、同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

また、アルフレッサは、NHOが運営する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品について、2016年5月20日から2019年6月3日に実施された入札において、独占禁止法違反の疑いにより、2021年11月9日、公正取引委員会から立入り検査を受け、2023年3月24日、同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

	入札期間	公正取引委員会の 立入検査	排除措置命令および 課徴金納付命令
JCHO	2016年および2018年に 実施された入札	2019年11月27日	2022年3月30日
NHO	2016年5月から2019年6月に 実施された入札	2021年11月9日	2023年3月24日

(2) 当社グループにおける再発防止策等について

当社グループはこの違反事案を踏まえて、2020年5月および12月に再発防止策等として以下を発表しております。

① 経営体制の刷新強化

当該事案を受け、当社およびアルフレッサにおいて2020年6月に代表取締役の異動を行い、責任を明確化いたしました。また、当社における独立社外取締役を4名選任(1名増員)し、常勤監査役を2名選任(1名増員)いたしました。さらに、コンプライアンス担当取締役を新たに設置いたしました。

また、当社およびアルフレッサの取締役は、一定期間の報酬を自主返納しております。

② 独立社外取締役を委員長とする「役員人事・報酬等委員会」の機能強化

独立社外取締役を委員長とする任意の諮問委員会である「役員人事・報酬等委員会」を設置し、取締役および執行役員の選解任と報酬について定期的に審議しています。2020年4月1日付で当社に加えてアルフレッサを審議対象会社として追加し、当社およびアルフレッサの取締役および執行役員の選解任を行っております。

③ コンプライアンス・リスクマネジメント会議分科会の設置と定期的な開催

2020年5月に当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント会議分科会を設置し、以降、独占禁止法を専門とする弁護士を招き、定期的に会議を開催して、独占禁止法遵守に関する情報の共有化と独占禁止法遵守の徹底に取り組んでおります。

④ 各種刊行物による啓発

各種刊行物(事業報告書、統合報告書、グループ報等)において、上記の事案を取り上げ、当社グループの役職員に対して、引き続きガバナンス強化とコンプライアンス遵守を啓発しております。

⑤ 当社子会社における再発防止策等

アルフレッサをはじめとする医療用医薬品等卸売事業に携わる当社子会社は、独占禁止法遵守の徹底を目的として、以下のガバナンス強化策を実施しております。

- (1) 各社経営トップによる宣言と社内での周知徹底
- (2) 営業担当者の行動指針の作成と周知徹底・独占禁止法遵守の誓約書提出
- (3) コンプライアンス専門部署・独占禁止法専用相談窓口の設置
- (4) 独占禁止法に関する社内教育・研修の充実
- (5) 内部監査部門による独占禁止法に関するモニタリングの実施

(3) ISS社の推奨に対する当社の見解について

上記のとおり、JCHO および NHO の独占禁止法違反事案は入札期間が2016年から2019年にわたるものです。再発防止策等を発表した2020年以降、当社グループは経営体制の刷新強化や再発防止策に継続して取り組んでおり、新たな独占禁止法違反事案は発生しておりません。

従いまして、「NHOの入札における独占禁止法違反の再発は当社におけるコンプライアンスやガバナンスの欠如にある」とするISS社の認識は事実と異なるものと判断しております。よって、「代表取締役社長である荒川隆治に対して最終的にその責任を負うべきである」とするISS社の推奨は事実認識の誤りに起因するものと考えております。

荒川隆治は2020年6月、代表取締役社長に就任以来、当社および当社グループにおいてガバナンス強化策を推進し、2022年5月に「22-24中期経営計画」、2023年5月に「中長期ビジョン」を策定しており、中長期的な企業価値の向上に積極的に取り組む経営トップとして、当社独立社外取締役が委員長を務める役員人事・報酬等委員会において再任すべきと推奨された候補者であります。

選任議案に反対することは、当社の持続的な企業価値の向上を期待する株主・投資家の皆様の期待にも背くことになると当社では考えております。

株主・投資家の皆様におかれましては、上記の当社の見解をご認識の上、慎重な議決権行使判断のご検討をお願い申し上げます。

以上